

用途廃止申請図書及び作成説明書

順位	申請図書	説明
1	用途廃止申請書	様式第1号 （申請者の印鑑は実印を押印するものとする）
2	委任状	様式第2号 （申請者の実印を押印、印鑑証明書の添付は不要）
3	位置図（案内図）	住宅地図の写し等に当該財産の位置を赤色で明示すること。
4	公図写し(注1)	法務局備付けの公図から、当該財産の箇所及び隣接地の全部を転写したもの。公図に着色がある場合には同様に着色し、用途廃止しようとする財産を赤線で囲むなどして明示すること。
5	現況平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1/500 ・利用一面地の現況（建物配置、接面道路等）がわかるように作成すること。
6	地積測量図(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記規則第73条、第74条、第75条及び第77条の規定の基づくものとする。 ・面積の計算は小数点第2位まで
7	隣接土地所有者の境界、用途廃止及び売払いに関する同意書(注3)	様式第3号 （実測図を添付し割印） 共有・相続等で所有者が複数の場合は、全員の同意とすること。
8	利害関係人の用途廃止に関する同意書(注4)	様式第4号 （実測図を添付し割印） 利害関係人の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の場合……自治会長、土地改良区等 ・水路の場合……水利組合、用水組合、土地改良区等
9	印鑑登録証明書	隣接土地所有者及び利害関係人の同意書に添付するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書の発行日から3ヶ月以内のものとする。 ・利害関係人の同意書で、例えば自治会に会長印があり、それを同意者の印として使用している場合などは、添付を要しない。
10	理由書 (添付が必要な場合)	任意様式 （申請者署名捺印）とするが、これをもって真にやむを得ない理由と判断されるものでなければならない。
11	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影方向図を添える。 ・写真上に用途廃止する財産を赤線で囲むなどして明示する。
12	境界確定協議書写し	
13	占使用状況調査書	様式第5号
14	登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・全部事項証明書とする。 ・隣接土地すべてのものを添付する。
15	その他	(13) 占使用状況調査書の記載内容から、「占使用目的」が法令等により他の行政庁の許可、承認又は確認を要するものと判断される場合には、その手続に使用した申請書の写し等を添付する。 例 「農業振興地域整備計画にかかる農用地区域の変更申出書」

備考

(注1)

転写した公図には、次の事項を記載すること。

- ①大字・字・地番・地目・土地所有者名・方位及び縮尺
- ②その公図が所在する法務局名（出張所名も付記）
- ③転写年月日及び転写者の資格(職)氏名・押印

(注2)

地積測量図作成の際の求積にあたっての数値の求め方。

- ①1本の道水路につき、字ごとに面積をだしたうえで小数点第3位以下を切り捨てる。つまり、1本の道水路が何葉かの求積図に分かれた場合は、各葉ごとに小数点第3位以下を切り捨てた後に合計するのではなく、第3位以下をも含めて字ごとの合計をだし、その後に切り捨てること。
- ②道水路の存在が密なために、1枚の図面で複数の道水路を求積することがあるがそれ自体は支障ない。しかし、その場合であっても1本の道水路につき字ごとに面積をだすこと。

(注3)

原則として共有名義人、共同相続人全員の同意が必要であるが、真にやむをえない理由で全員の同意を得ることが著しく困難なときは、取れる範囲の同意を取り全員の同意を得られない理由書を提出する。

- ・共有者、共同相続人に、所在不明者がいる場合で、還付された郵便物（「あて所に尋ねあたりません。」、「転居先不明で配達できません。」）などがある場合は、その写しを添付する。
- ・なお、共同相続人全員からの同意が得られない理由書には、相続関係図及び戸籍・除籍謄本等必要な書類を合わせて添付する。

(注4)

利害関係人の同意書を添付できない特別の事由がある場合には、その詳細な理由書を提出する。（無論、真にやむを得ない理由でなければならない。）